

一関労働基準監督署からのお知らせ

令和5年
5月号

1, 令和4年における労働災害発生状況について(確定)

休業4日以上の死傷災害 **256件** (前年と比較して99件、63.1%増加)
うち、**死亡** **2件** (前年と比較して1件増加)

令和4年(確定)の死傷災害は256件で、前年の157件から+99件+63.1%となりました。このうち105件は新型コロナウイルス感染症によるもので、これを除くと151件となり、前年同期の157件から-6件-3.8%となっています。

死亡災害は、6月に建設業で1件、7月に運輸交通業で1件の計2件発生しており、前年に比べて1件増加となりました。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、①製造業38件(前年比+3件+8.6%)、②建設業24件(同-6件-20.0%)、③保健衛生業23件(同+9件+64.3%)、④運輸交通業20件(同+12件+150.0%)、⑤商業14件(同-16件-53.3%)となっています。

事故の型別(新型コロナによるものを除く。なお、新型コロナによるものは全体の41%)は、①「転倒」43件(構成比29%)、②「はさまれ・巻き込まれ」20件(同13%)、③「墜落・転落」及び「動作の反動・無理な動作」各17件(同11%)、⑤「激突され」14件9%となっています。「転倒」は前年の50件から-7件、「墜落・転落」も同-9件と減少しましたが、新型コロナウイルス感染症によるものを除くと事故の型別では最も多い状況が続いています。また、「激突され」は前年同期比+10件、「動作の反動・無理な動作」も同+9件と大幅に増加しています。

岩手局最新
災害統計



一関署最新
災害統計



2, 令和5年における労働災害発生状況について(3月末現在)

休業4日以上の死傷災害 **48件** (前年同期と比較して17件、54.8%増加)
うち、**死亡** **0件**

令和5年3月末現在の死傷災害は48件で、前年同期の31件から+17件+54.8%となりましたが、このうち5件は新型コロナウイルス感染症によるもので、これを除くと43件となり、前年同期の31件から+12件+38.7%と大幅に増加しています。

なお、死亡災害は発生しませんでした。

業種別(新型コロナによるものを除く)では、①製造業13件(前年同期比+5件+62.5%)、②建設業8件(同+6件+300.0%)、③運輸交通業5件(同-2件-28.6%)及び商業5件(同+3件+150.0%)、⑥接客娯楽業4件(+3件+300.0%)となっており、運輸交通業を除いて大幅な増加傾向となっています。

事故の型別(新型コロナによるものを除く。なお、新型コロナによるものは全体の10%)では、①「転倒」が20件(構成比47%)、②「墜落・転落」及び「崩壊・倒壊」が各5件12%、④「飛来・落下」と「はさまれ・巻き込まれ」が各3件7%となりました。特に「転倒」は前年の11件から+9件と大幅に増加したが、うち9件は冬季特有災害によるものでした。

当署では、令和5年における労働災害を、令和4年確定値から新型コロナウイルス感染症によるものを除いた151件より10%以上減少させた135件以下とするべく、労働災害防止についての周知・啓発、監督指導等に努めて参ります。

労働災害防止対策の着実な実施について、改めてよろしくお願い申し上げます。

3, 転倒災害を防止しましょう!

当署管内における労働災害は転倒災害が3割ほどを占めています。転倒災害の防止には、作業場所や通路などの4S(整理・整頓・清潔・清掃)、作業方法の改善、適切な靴の着用や危険個所マップの作製・周知、注意喚起表示などがありますので、着実に対策を実施しましょう。

ご安全に!!



STOP!
転倒災害防止
プロジェクト



転倒災害の主な原因

<p>▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも似たような危険はありませんか?</p> <p>滑り</p> <p>＜主な原因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 路面等が凍結している。 	<p>つまずき</p> <p>＜主な原因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p>踏み外し</p> <p>＜主な原因＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。
--	--	--

転倒災害防止対策のポイント

<p>▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。</p> <p>4S(整理・整頓・清掃・清潔)</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ(水、油、粉など)を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<p>転倒しにくい作業方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 歩行時に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<p>その他の対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 移動や作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起
--	--	--

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 転倒 検索

5月から9月は「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です!
熱中症対策を着実に実施しましょう!

4, 5月から9月までは「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」期間です!

令和5年度も「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」が5月から9月末の間で実施されます。本年は例年より気温が高い日が続く、気象予報では5月までは例年より気温が高い状況が続くとされていますが、気温の上昇とともに熱中症の発生が危惧されるところです。

事業場の皆様も、期間中に実施すべき事項をご確認いただき、熱中症対策の着実な実施をお願いいたします。



キャンペーン期間(5月~9月)にすべきこと

STEP 1 暑さ指数の把握と評価
 □ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握 地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも実施

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

□ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
□ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を整備
□ 服装	準備期間に検討した服装を着用
□ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
□ 暑熱低減への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次順に延長 ※新規入職者や休み明け労働者へ注意
□ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
□ ブレーク・ラング	作業開始前や休憩時間に深部体温を低減
□ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指摘し、作業開始前に確認
□ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
□ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異常を感知したら、必ず一旦作業を止め、病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを指囑 <small>※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない</small>

5, 非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間について

政府においては、「構造的な賃上げ」の実現を目指し、支援策の強化等の取組を進めています。

大企業を中心に賃金引上げの動きがある中、今後は全体の約7割を占める中小企業・小規模事業者の労働者とともに、パート・有期雇用労働者、派遣労働者等の非正規雇用労働者に、賃金引上げの流れを波及させていくことが重要となっています。

厚生労働省(岩手労働局、一関労働基準監督署)では、正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の是正に向けて取り組んでいるところですが、令和5年3月15日から5月31日までを「非正規雇用労働者の賃金引上げに向けた同一労働同一賃金の取組強化期間」として集中的に取り組めます。



各種支援施策のラインナップ

「同一労働同一賃金」の取組を支援する施策の紹介と、賃金引き上げ特設ページの開設案内が掲載されています。

6, 「業務改善助成金」及び「働き方改革推進支援助成金」のご案内について

厚生労働省では、皆様が直面する様々な問題に対応するための助成制度を設けています。今回は、「業務改善助成金」及び「働き方改革推進支援助成金」をご案内いたします。どちらも令和5年度の募集が始まっておりますので、ご活用ください。詳しくは、厚生労働省 HP からご確認ください。

- (1) 業務改善助成金(申請期限: 令和6年1月31日 事業完了期限: 令和6年2月28日)**
 中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための助成金で、生産性向上のための設備投資(機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など)を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。
- (2) 働き方改革推進支援助成金(交付申請期限: 令和5年11月30日)**
 働き方改革に関する取組を推進するため、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主や事業主団体を支援する助成金で、以下のコースがあります。
 - ・適用猶予業種等対応コース
 - ・労働時間短縮・年休促進支援コース
 - ・勤務間インターバルコース
 - ・労働時間適正管理推進コース



7, 新型コロナウイルス感染症の感染対策の着実な実施をお願いします!

令和4年に当署管内で発生した労働災害において、事故の型別では新型コロナウイルス感染症によるものが105件と最も多い状況であり、また、本年も当署管内の複数の事業場から、職場内感染の発生が報告されています。

新型コロナウイルス感染症は、5月8日以降5類感染症に移行しますが、引き続き基本的な感染防止策(手洗い、3密の回避、換気、マスクが効果的である場面などでの着用)の徹底をお願い申し上げます。

令和5年5月8日以降、新型コロナ患者は、法律に基づく外出自粛は求められず、外出を控えるかどうかは個人の判断に委ねられますが、特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目として5日間は外出を控えること、かつ、5日目に症状が続いていた場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されています。(「濃厚接触者」の扱いはなくなります。)



STOP! 転倒災害
転倒災害を防止しよう!

